

野良猫への餌やりについて

飼い主のいない猫への餌やりによって野良猫が増え、糞や尿の悪臭、鳴き声による騒音など、周辺住民の生活環境に悪影響を与えるという問題が起こっています。

また、餌やりによって野良猫が増えると、交通事故など不幸な目に遭う猫も増えます。

無責任な餌付けはせず、やむを得ず餌を与える場合は、周辺住民の方の理解を得たうえで不妊・去勢手術の実施やトイレの設置等、周辺住民の生活環境と猫への配慮をいただきますようお願いします。

さくらねこ無料不妊手術事業について

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

 [公益財団法人 どうぶつ基金 のホームページ](#)

地域猫活動について

滋賀県では、「地域猫活動」として地域の野良猫問題の解決を推進しています。

地域猫活動とは、野良猫に不妊手術を施し、トイレや餌やりに関するルールを設け、地域で野良猫を共同管理することで地域住民と野良猫との共生を目指す取り組みです。

滋賀県では、地域猫活動に係る補助や助言を行っておりますので、詳しくは滋賀県動物保護管理センター（0748-75-1911）までお問い合わせください。

飼えなくなった猫について

飼えなくなった猫を捨てたり殺したりすることは「動物の愛護及び管理に関する法律」によって禁止されています。

また、同法により、猫の飼養者は終生飼養に努めることが義務付けられています。

万が一、適切に飼育することが困難となった場合は、新しい飼い主を見つけるようにしましょう。新しい飼い主を探す方法や猫の引き取りについては、滋賀県動物保護管理センター（0748-75-1911）までご相談ください。

※引き取りを求める相当な事由がない場合、引き取りは行われません。

その他、猫の飼養や迷い猫など、猫に関するお問合せは下記をお願いいたします。

滋賀県動物保護管理センター 0748-75-1911

滋賀県動物保護管理協会 0748-75-6522

外部リンク

[人と動物が共生できる豊かな社会の実現に向けて 滋賀県ホームページ\(shiga.lg.jp\)](#)

[動物保護管理センター 滋賀県ホームページ\(shiga.lg.jp\)](#)

[一般財団法人滋賀県動物保護管理協会\(sapca.jp\)](#)



[滋賀県地域猫活動パンフレット\(PDFファイル: 1.3MB\)](#)



[滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン\(PDFファイル: 2.2MB\)](#)

● この記事に関するお問い合わせ先

環境経済部 環境政策課 環境保全・クリーンタウン推進係〔東庁舎〕

電話番号：0748-71-2326

ファックス：0748-72-2201

[メールフォームでのお問い合わせ](#)



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader（Acrobat Reader）」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader（Acrobat Reader）」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。